

平成28年度長官所長会合・議事概要

(6月23日、24日実施)

○ 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策

6月23、24日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会合が開催された。本年度は、昨年度に引き続き、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について協議を行った。昨年度の会合における様々な指摘を受けて行われた様々な施策や取組を通じ、各庁の実情に変化・改善があったか、現在の課題はどのようなものかという点に時間が割かれ、そのような現状認識を元にどのような司法行政上の方策を講じていくべきかといった点について議論がされた。本年度は、特に、昨年度の会合以後催された各種の協議会等における議論の進展を所長らがどう認識しているかにも目が向けられた。

【概要】

1 民事関係

(1) 部の機能の活性化の実情及び課題

平成25年度長官所長会合で部の機能の活性化について協議されて以降の3年間、各庁において、部の機能の活性化に向けた取組が続けられているところ、その浸透と今後の課題について、議論がされた。

各庁からは、取組の中核となる合議の充実・活用について、庁全体や高等裁判所の裁判官との間の意見交換を実施した例が紹介されたほか、合議基準の策定・見直し、単独事件を合議に付すべきか否かの定期的な検討等の取組が広がっている状況や、合議の充実に向けて、人的態勢や事件配てんの面における環境整備が進められている実情等が紹介された。

これらの取組等により、部の機能の活性化の必要性や重要性については、各裁判官の意識として浸透しつつあり、右陪席裁判官らの理解も進んできている

ものの、部総括裁判官を含め、全ての裁判官に十分に理解されているとまでは
いえず、合議事件の未済の状況や、陪席裁判官の負担感等から、合議で審理さ
れるのがふさわしい事件がなお単独事件として処理されている事例が見られる
ほか、単独事件を付合議とした後も、十分な合議をすることなく、受命裁判官
によって手続が進められるなど、多角的な観点からの合議が実践できていなか
った事例が見られるとの意見があった。また、合議事件の処理を通じた右陪席
の育成も十分に行われていないといった問題点が指摘された。さらに、小規模
庁等では、陪席裁判官が民事訴訟事件以外に各種の事件を担当していることも、
取組が進まないあい路であるとの意見があった。

こうした問題に対応するため、所長として、充実した合議を可能にする人的
態勢や環境の整備の検討を続ける必要があることや、各裁判官が充実した合議
を行うことの意義を真に理解し、その効果を実感できるようにすることの重要
性が指摘された。また、小規模庁においては、所長が、部総括裁判官を中心に
各裁判官に対し、直接、その意義や重要性を働きかけていくことが有効である
との意見もあった。

(2) 部を超えた議論の必要性

そのほか、各庁からは、具体的事例に基づいて高等裁判所の裁判官と意見交
換を行った例や、支部の裁判官を含めて庁内で意見交換を行った例が紹介され、
部内で議論するのみならず、部を超え、支部も含めた庁全体としての議論が必
要であるとの意見や、高等裁判所の裁判官との意見交換が重要であるとの意見、
また、弁護士会に対する働き掛けを積極的にするべきであるとの意見があった。

2 刑事関係

(1) 裁判員裁判の実情及び課題並びにこれに対する方策

裁判員裁判については、公判前整理手続の長期化、分かりやすい公判審理の
在り方、評議における裁判員との協働といった点において、各庁で議論が積み
重ねられ、様々な取組もなされているが、公判前整理手続期間が再び長期化の

兆しを見せるなど、なお課題が残されているのではないか、との現状認識が示された。

この点については、裁判官同士で具体的な事例を素材とした議論や意見交換を行うだけでなく、課題解決につながるよう、議論等の成果を庁全体として共有し、蓄積していくことの重要性が指摘され、そのための様々な取組が紹介された。この点、大規模庁を中心に複数の庁で意見交換を行うとともに、その結果を共有、蓄積し、さらに意見交換を重ねることによって、裁判員裁判の運用の改善につながっているとの報告がなされた。他方、裁判員裁判が概ね安定的に運営されているがために、運用改善に向けた相互批判や検証が活発なものになっていないのではないかとの問題意識が示され、上記のような議論等を通じ、各裁判官が課題を再確認し、改善の必要性を改めて理解することも重要であるとの意見があった。

また、法廷で心証をとることができるような分かりやすい公判審理は実現できているのかという問題意識が示され、裁判員裁判における主張立証のあるべき姿について、検察官や弁護士と意見交換を行い、理解・認識を共有化することが必要であるとの意見が出された。そのための様々な取組として、法曹三者による個別の事件ごとの「反省会」や、審理充実強化に向けた各種協議会が紹介されたほか、これらの取組の一環として、若手の法曹を中心とする勉強会等についても可能な範囲で協力し、残された課題の解決につなげていくことが必要であるとの指摘がされた。また、これらの取組の際には、裁判所から議論の材料を提供し、積極的に問題意識を伝えていく必要があるのではないかとの意見も出された。

(2) 裁判員裁判における控訴審の在り方

裁判員裁判における控訴審の在り方については、高裁の裁判官同士で意見交換を行うことのみならず、高裁の裁判官と地裁の裁判官が率直な意見交換を行うことの重要性が指摘された。また、控訴審に関する議論については、まだま

だ時間を要すると思われるが、一つ一つの事例の積み重ねを経て、控訴審を含む刑事裁判全体が在るべき姿へと落ち着いていくのではないかと指摘もあった。

3 家事関係

(1) 後見関係事件について

後見監督事件の運営改善の在り方については、各庁における取組により、検討の方向性について認識共有が図られつつあるものの、成年後見制度の趣旨に沿った運用の改善という観点からは、更に検討すべき点が少なくないといった意見があった。また、本庁における取組については、裁判所職員も含めてその趣旨が浸透しつつあるものの、支部を含めた全ての裁判所職員の認識共有を図ることは容易ではないといった意見が出された。こうした課題を克服するためには、裁判官が、庁全体で議論を重ね、成年後見制度の趣旨に沿った必要かつ十分な後見監督事件の審理方針を定めた上で、書記官を始めとする関係職種との間で、その審理方針の背景にある考え方も含めて認識共有を図る必要があり、その点において、裁判官の役割が何より重要であるとの指摘がされた。そして、裁判官がその役割を十分に果たせるよう、所長には、本庁の部総括（上席）裁判官や支部長等から取組の進捗状況等について定期的に報告を受けるなどして、庁の実情と課題を的確に把握した上で、態勢・環境整備を含む必要な方策を講ずることが期待されているとの意見が出された。その具体的な方策として、本庁、支部を含めた担当裁判官、書記官等が具体的な事例を題材にして議論を深める場を設けることが有益であったとの取組例が紹介された。

(2) 家事調停・審判、人事訴訟事件について

家事調停の運営改善については、裁判官による効果的かつ合理的な調停関与の充実の取組に関し、その趣旨は浸透してきたものの、実際の調停関与の方法については裁判官により区々になってしまっているのではないかという問題意識が示され、裁判官同士で議論を深めていくことが重要であるとの意見が出さ

れた。この点について、裁判官同士による議論は家事審判や人事訴訟における判断の質の向上にも資するといった意見があったほか、例えば、事例検討を通じて、家事調停と家事審判・人事訴訟とを通じた望ましい手続遂行の在り方等を検討するとともに、その連携の在り方等について議論を活性化させていくことも、家裁の紛争解決機能強化という観点から有益であるとの指摘がされた。また、調停委員、書記官、家裁調査官等の関係職種と普段から意見交換を十分に行い、関係職種の役割分担を意識しつつ実効的な連携を図ることの重要性についても改めて確認された。

(3) 家事事件全体について

家事事件全体に関する運営改善を実効的かつ合理的に進めていくためには、家事部においても、民事における部の機能の活性化と同様の取組が重要であり、部総括（上席）裁判官がリーダーシップを発揮していく必要があるとの意見が出された。また、庁において一定の基準を設けて複雑困難な事案を合議に付すといった取組が紹介されたほか、合議に付さない場合であっても他の裁判官との議論を活発化させるなど、自身の事件を適正迅速に処理することはもちろんのこと、部や庁全体として事件処理にかかわり、適正迅速な事件処理を実現していくことが重要であるとの指摘がされた。

4 各分野に共通した裁判官の役割

裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくためには、裁判官同士が裁判所の抱える諸課題について意見交換を行っていくことが重要であり、裁判官が、弁護士等の裁判所の外部との意見交換を持つ機会を増やすことが重要であるとの指摘があった。民事における部の機能活性化の議論、刑事における裁判員裁判の審理の在り方の議論は、家庭裁判所における家事調停の運営改善や審判・人事訴訟を通じた紛争解決機能の強化にもつながるものであり、引き続き取組を進めていく必要があるとの指摘がされた。

※ 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割に関する事務的協議

最後に、組織的に対応すべき事項に対する所長の役割について、事務的協議が行われた。事務的協議においては、大規模災害や庁舎内での加害行為等の緊急事態が発生した場合における指示系統・役割分担、対外対応等組織としての対応の在り方についての所長の役割、日常的な司法行政事務における職員への情報伝達・情報共有についての所長の役割につき意見交換がされた。また、裁判員の安全確保について、事務総局からこれまでの取組例の紹介があり、各庁において、裁判員が安心して参加いただけるよう、その実情に応じて適切に配慮することが確認された。

以 上